

### 3. 議会関係

#### (2) 法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する調 (平成26年4月1日現在)

##### ① 都道府県分

都道府県名	条例の名称	施行年月日	議決すべき事件
北海道	北海道議会の議決事件に関する条例	S33. 11. 1	(1) 一般職に属する道職員又は道の機関の所管に属する職員 (雇よう人及び嘱託を含む) のうち、その定数につき法令に特別の規定がないものの定数に関すること (2) 北海道人事委員会に出頭する証人等の費用弁償に関すること (3) 北海道電気事業償却資産に対する特別減価償却の実施に関すること
青森県	青森県議会の議決すべきものを定める条例	S24. 9. 6	(1) 県職員のうち、法律又は政令により、その定数を条例で規定するものとされているものを除くものの定数を定め又は改廃すること。 (2) 県職員のうち法令により官吏分限令を適用するものとされているものを除くものの分限に関すること。 (3) 県職員の定数を条例であらたに定め又は改廃することにより過員となった場合、退職する県職員の退職手当に関すること。
青森県	青森県行政に係る基本的な計画の策定等を議会の議決すべきものとして定める条例	H16. 6. 30	県行政に係る基本的な計画の策定等
岩手県	県行政に関する基本的な計画の議決に関する条例	H15. 10. 9	基本計画等の策定、変更又は廃止をするに当たり、次に掲げる事項 ・ 基本計画等の推進に係る基本構想に関すること。 ・ 基本計画等の実施期間に関すること。 ・ 基本計画等の実施に関する主要な目標のうち、県行政の推進上特に重要と認められるものに関すること。 ・ 上記に掲げるもののほか、基本計画等の実施に関し必要な政策又は施策の主要な実施方法の概要。
宮城県	県議会の議決すべきものを定める条例	S24. 7. 11	(1) 宮城県職員のうち、法律又は政令により、その定数を条例で規定するものとされているものを除くものの定数を定め又は改廃に関すること。 (2) 宮城県職員の定数を条例であらたに定め又は改廃することにより過員となった場合、宮城県職員のうち政令により官吏分限令を適用するものとされているものを除くものの分限に関すること。 (3) 宮城県職員の定数を条例であらたに定め又は改廃することにより過員となった場合、退職する宮城県職員の退職手当に関すること。
宮城県	宮城県行政に係る基本的な計画を議会の議決事件として定める条例	H15. 4. 1	(1) 県行政全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画の策定、変更、廃止。 (2) 県行政の各分野における政策及び施策の基本的な方向を定める計画の策定、変更、廃止。
宮城県	宮城県の公社等外郭団体への関わり方の基本的な事項を定める条例	H17. 4. 1	(1) 法人に対する県の出資の割合が四分の一以上になる場合の出資 (2) 県の出資の割合が四分の一以上二分の一未満の公社等外郭団体に対する出資であって、当該出資により県の出資の割合が二分の一以上になる場合の出資 (3) 七千万円以上の出資 (4) 県の出資の割合が県以外の出資者のそれぞれの出資の割合と比較して最大となる場合の出資
秋田県	地方自治法第96条第2項に基づく議決事件指定条例	S33. 10. 6	人事委員会の求めにより出頭した証人の費用弁償

都道府県名	条例の名称	施行年月日	議決すべき事件
山形県	山形県行政に係る総合的な計画を議会の議決事件として定める条例	H17.10.7	県行政に係る総合的な計画の策定等
福島県	福島県行政に係る基本的かつ総合的な計画を議会の議決事件として定める条例	H17.3.25	県行政全般に係る基本的かつ総合的な計画の策定等
群馬県	群馬県行政に係る基本計画の議決等に関する条例	H20.4.1	<p>1 基本計画の策定又は変更に当たって、次に掲げる事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 基本計画のうち基本構想に関すること</li> <li>② 基本計画の実施期間に関すること</li> <li>③ 基本計画の主要な目標に関すること</li> </ul> <p>2 基本計画の廃止（実施期間の満了に伴うものを除く）</p>
埼玉県	埼玉県行政に係る基本計画について議会の議決事件と定める条例	H21.7.14	<p>次に掲げる計画（計画期間が五年未満のもの及び法令のもの及び法の規定によりその策定について議会の議決を経なければならないもの、軽微な変更を除く。）の策定・変更・廃止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県行政全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的に定める計画</li> <li>・ 上記に掲げるもののほか、県行政の各分野における政策及び施策の基本的な方向を定める計画のうち、県行政の運営上特に重要なもの</li> </ul>
埼玉県	埼玉県と外国の州又は省との姉妹提携について議会の議決事件と定める条例	H22.3.30	外国の州又は省との姉妹提携の締結・解消
千葉県	千葉県議会の議決に附すべき事項を定める条例	S27.11.7	<p>(1) 公安委員会の事務部局の職員の数に関する事項</p> <p>(2) 労働委員会の事務部局の職員の数に関する事項</p> <p>(3) 漁業調整委員会の事務部局の職員の数に関する事項</p> <p>(4) 人事委員会の事務部局の職員の数に関する事項</p> <p>(5) 漁業調整委員会の求めに応じ出頭した者の費用弁償の支給に関する事項</p>
千葉県	千葉県行政に係る基本的かつ総合的な計画を議会の議決事件として定める条例	H21.3.6	県行政全般に係る政策及び施策の基本的な報告を総合的に定める計画、指針その他これらに類するもの（実施期間が3年未満のものを除く。）の策定、変更、又は実施期間満了前の廃止
東京都	地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事項に関する条例	S26.9.22	<p>(1) 生業資金の貸付に関すること</p> <p>(2) 東京都人事委員会の審査に出頭する証人等の費用弁償に関すること</p>
神奈川県	神奈川県行政に係る基本計画を議会の議決事件として定める条例	H16.10.26	<p>(1) 基本計画等（実施期間が5年未満のものを除く）の策定、変更に係る次の事項に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本計画等のうち基本構想に関すること</li> <li>・ 基本計画等の実施期間に関すること</li> <li>・ 基本計画等の実施に關し必要な政策及び施策のうち、基本的なものに関すること</li> </ul> <p>(2) 基本計画等の廃止（実施期間満了に伴うものを除く）に関すること</p>

都道府県名	条例の名称	施行年月日	議決すべき事件
神奈川県	議会の議決に付すべき事件等に関する条例	H23. 4. 1	(1) 労働委員会の事務局長の職員の定数を定めること (2) 神奈川県漁業調整委員会の事務局長の職員の定数を定めること
新潟県	地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項に関する条例	S24. 8. 25	(1) 県費支弁職員の定数を定めること（法令で別段の定めあるものを除く）。 (2) 県費支弁職員の退職手当を定めること。
石川県	石川県の行政全般に係る基本的かつ総合的な計画を議会の議決事件として定める条例	H18. 12. 22	総合計画を策定し、変更し、又は廃止しようとするとき、その基本的な事項に関すること
福井県	職員に関する議決事項指定条例	H17. 1. 1	次に掲げる職員の定数を定めること (1) 労働委員会の事務局長の職員 (2) 海区域漁業調整委員会の事務局長の職員
福井県	福井県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件と定める条例	H19. 7. 20	県行政全般に係る政策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画（計画期間が3年を超えるもの）の策定または変更
山梨県	山梨県行政の全般に係る総合的な計画の議決等に関する条例	H20. 4. 1	総合計画の策定又は変更（軽微な変更を除く。）にあたり、その基本的な事項
長野県	長野県基本計画の議決等に関する条例	H17. 7. 19	(1) 県行政の総合的かつ計画的な運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止 (2) (1)に掲げるもののほか、県行政全般に係る政策及び施策の基本的な方向を定める計画の策定、変更（当該計画の実施方針、実施期間及び主要な目標に係るものに限る。）又は廃止
岐阜県	岐阜県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例	H19. 7. 9	(1) 県行政の全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画、指針その他これらに類するもの (2) 県行政の各分野における政策及び施策の基本的な方向を定める計画、指針その他これらに類するものであって次に掲げるもの イ 総合的な交通体系に関する計画 ロ 男女共同参画に関する計画 ハ 保健医療体制の確保に関する計画 ニ 地域福祉の支援に関する計画 ホ 環境の保全及び創出に関する計画 ヘ 農林水産業、商工業その他の産業の振興に関する計画 ト エネルギーの長期需給に関する計画 チ 水の需要見通しと供給目標に関する計画 リ 下水道等の整備に関する計画 ス 農山村の整備に関する計画 ル 教育の振興に関する計画 ヲ 少子化対策に関する計画

都道府県名	条例の名称	施行年月日	議決すべき事件
愛知県	議決事件指定条例	S39. 3. 27	名古屋港管理組合の設立に伴い、愛知県が名古屋市及び名古屋港管理組合と締結する職員の身分、財産その他の事項に関する協定
三重県	三重県行政に係る基本的な計画について議会が議決すべきことを定める条例	H22. 4. 1	(1) 県行政全般に係る政策目的を達成するための施策等を総合的かつ体系的に示した中長期的な計画 (2) (1)のほか、県行政における基本的な政策目的を達成するための施策等を総合的かつ体系的に示した中長期的な計画であって、県行政において特に重要と認められるもの（法令又は条例に定めるものを除く。）
滋賀県	滋賀県議会基本条例	H26. 3. 31	① 発電事業を行いまたは廃止しようとする事。 ② 水資源開発促進法（昭和36年法律第217号）第3条第1項または第4条第1項の規定に基づき、知事が国土交通大臣に意見を述べようとする事。 ③ 河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第5項の規定に基づき、知事が国土交通大臣に意見を述べようとする事。 ④ 独立行政法人水資源機構法（平成14年法律第182号）第13条第1項もしくは第6項または第16条第1項の規定に基づき、知事が独立行政法人水資源機構の協議に応じようとする事。 ⑤ 別の条例で定めるところにより、知事等が県の政策的な方向を定める計画を策定し、変更し、または廃止しようとする事。 ⑥ 別の条例で定めるところにより、知事等が附属機関の委員を任命しようとする事。
滋賀県	滋賀県行政に係る基本的な計画の策定等を議会の議決事件として定める条例	H17. 4. 1	知事その他の執行機関が、計画等の期間が原則5年以上の次の各号に掲げる基本計画の策定、変更または廃止をしようとする事。 ① 県行政の全般に係る政策および施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画、指針その他これに類するもの。 ② 県行政の各分野に係る政策および施策の基本的な方向を体系的に定める計画、指針その他これらに類するもの（法令に定めるものを除く。）のうち、県行政の推進のために特に重要なもの。
滋賀県	滋賀県環境基本条例	H8. 7. 1	知事が滋賀の環境自治を推進する委員会の委員を任命しようとする事。
滋賀県	滋賀県公益認定等委員会条例	H20. 3. 8	知事が滋賀県公益認定等委員会の委員を任命しようとする事。
京都府	京都府行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例	H20. 4. 1	次の計画の策定、変更又は廃止 ・ 府政全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画その他これに類するもので規則で定めるもの ・ 府政の各分野における政策及び施策の基本的な方向を定める計画その他これに類するもので、計画期間が原則3年以上のもので規則で定めるもの
大阪府	大阪府議会基本条例	H21. 4. 1	府行政の全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画の策定、変更又は廃止
兵庫県	地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事項に関する条例	S39. 4. 1	1件2,000万円以上の出資又は出捐

都道府県名	条例の名称	施行年月日	議決すべき事件
兵庫県	県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例	H18. 4. 1	県行政に係る基本的な計画の策定、変更又は廃止
兵庫県	行財政構造改革の推進に関する条例	H20. 10. 3	行財政構造改革推進方策の策定、変更又は廃止
奈良県	議会の議決すべき事件に関する条例	S24. 7. 1	(1) 県費支弁職員の定数を定めること。但し法令に別段の定めあるものを除く。 (2) 県費支弁職員の退職手当を定めること。但し法令に別段の定めあるものを除く。 (3) 吏員以外の県費支弁職員の分限を定めること。但し法令に別段の定めあるものを除く。
奈良県	奈良県の県行政に関する基本的な計画等を議会の議決すべき事件として定める条例	H20. 7. 11	基本計画等について、次に掲げる事項 ・基本計画等のうち、基本構想に関すること。 ・基本計画等の期間に関すること。 ・基本計画等の実施に関し必要な政策及び施策のうち、基本的なものに関すること。
和歌山県	議会の議決を要する事件の指定に関する条例	S28. 4. 7	(1) 人事委員会に出頭した証人の実費弁償に関すること。 (2) 特別職に属する職員の退職手当に関すること。 (3) 公安委員会に出頭した参考人及び関係人の実費弁償に関すること。 (4) 県の警察職員のうち警視正以上の階級にある警察官の旅費に関すること。 (5) 投票管理者、開票管理者、投票立会人および開票立会人の報酬および費用弁償の額の基準に関すること。
和歌山県	和歌山県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例	H19. 4. 1	知事等が、基本計画等を策定・変更にあたり、次の事項（計画期間の満了に伴う場合を除き、廃止の場合を含む） ・基本構想に関すること。 ・計画期間に関すること。 ・実施に関し必要な政策及び施策のうち基本的なものに関すること。
鳥取県	地方自治法第96条第2項の規定による鳥取県議会の議決すべき事件に関する条例	H17. 4. 1	鳥取県の行政庁の処分又は裁決について県を被告とする訴訟に関する訴えの提起・和解に関すること
岡山県	岡山県議会の議決すべき事件を指定する条例	S39. 3. 27	(1) 労働委員会の事務部局の職員の定数に関すること。 (2) 主要農作物種子法（昭和27年法律第131号）施行のための条例を制定すること。 (3) 海区漁業調整委員会の事務部局の職員の定数に関すること。 (4) 法令の規定に基づき県の機関の求めに応じて出頭した証人、参考人、鑑定人等の費用弁償（法令の規定により条例で定めるべき旨を規定している場合を除く。）の額及び支給方法に関すること。 (5) 1件500万円以上の出資及び出捐に関すること。
岡山県	岡山県行政に係る基本的な計画を議会の議決事件等と定める条例	H17. 4. 1	県行政の全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画の策定、変更又は廃止
広島県	広島県議会の議決すべき事件に関する条例	S44. 3. 25	(1) 海区漁業調整委員会の事務部局の職員の定数に関すること (2) 人事委員会が喚問した証人に対する費用弁償に関すること (3) 司法警察職員に出頭を求められた被疑者以外の者に対する費用弁償に関すること

都道府県名	条例の名称	施行年月日	議決すべき事件
広島県	広島県行政に係る基本的な計画の策定等を議会の議決事件等として定める条例	H24. 10. 10	(1) 知事は、県行政の全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画を策定し、又は変更(軽微なものを除く。)しようとするときは、その立案過程において策定の目的又は変更の理由及びその案の概要を議会に報告した上で、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定に基づき、議会の議決を経なければならぬ。 (2) 知事は、前項の規定により議会の議決を経た計画を廃止しようとするときは、あらかじめ議会の議決を経なければならない。
徳島県	徳島県議会の議決すべき事件を定める条例	S54. 3. 26	電気事業法(昭和39年法律第170号)第22条第1項の規定により経済産業大臣に届け出る売電料金の額、売電の期間及び売電料金の徴収の方法に関すること。
徳島県	徳島県行政に係る基本計画の策定等を議会の議決すべき事件として定める条例	H24. 12. 21	基本計画(県行政全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画その他県民生活に関係が深く、かつ、県行政の運営上特に重要と認められる分野における政策及び施策の基本的な方向を定める計画をいう。以下同じ。)の策定、変更(基本計画の推進に係る基本構想、計画期間又は当該計画の実施に関し必要な政策及び施策のうち重要なものに限る。)又は廃止に関すること。
香川県	香川県行政に係る基本計画の議決等に関する条例	H16. 4. 1	県行政に係る基本計画の策定、変更又は廃止
愛媛県	県議会の議決すべき事件に関する条例	S24. 8. 3	(1) 選挙管理委員会、監査委員、労働委員会、教育委員会及び教育委員会法第45条第3項、第66条第2項の規定によりその定数を条例で定める職員以外の職員の定数を定めること。 (2) 議会、公安委員会及び漁業調整委員会等の事務部局の職員の定数を定めること。 (3) 地方公務員法第8条第5項の規定に基づいて人事委員会が証人等を喚問するときの費用弁償について定めること。 (4) 農業委員会法第34条において準用する第18条の規定による、愛媛県農業委員会の委員及び専門調査員に対する報酬及び費用弁償について定めること。
福岡県	福岡県行政に係る基本的な計画を議会の議決事件として定める条例	H17. 4. 1	県行政に係る基本的な計画の策定等
佐賀県	佐賀県行政に係る基本的な計画の策定等を議会の議決事件とする条例	H21. 4. 1	佐賀県行政に係る基本的な計画の策定、変更又は廃止
長崎県	長崎県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件と定める条例	H15. 10. 14	計画期間が2年未満のものを除き、県行政全般に係る施策等の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画、または、各分野において基本的な方向を定める計画(法令又は他の条例に定めのあるものを除く。)
熊本県	熊本県行政に係る基本的な計画の策定等を議会の議決事件として定める条例	H16. 4. 1	(1) 県行政全般に係る基本的な考え方を示すとともに、目標を設定し、その達成のための施策、事業その他の手法を総合的かつ体系的に定める計画。 (2) 県行政の各分野における基本的な考え方を示すとともに、目標を設定し、その達成のための施策、事業その他の手法を体系的に定める計画(特定の地域を対象とするものを除く。)であつて、計画期間が5年以上であるもの。

都道府県名		条例の名称	施行年月日	議決すべき事件
大分県	大分県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例	H21. 4. 1	県行政全般に係る政策、施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画その他これに類するもの、県行政の各分野において県民生活に密接に関わる政策及び施策の基本的な方向を体系的に定める計画その他これに類するもの（計画期間が5年未満のものを除く）のうち、県行政の運営上特に重要なもの	
宮崎県	地方自治法第96条第2項の規定により議会の議決すべき事件に関する条例	H17. 1. 1	労働委員会の事務部に常時勤務する職員の定数に関すること。	
宮崎県	宮崎県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例	H20. 4. 1	県行政に係る基本的な計画の策定、変更、廃止に関すること。	
鹿児島県	かごしま食と農の県民条例	H17. 3. 29	基本方針を策定しようとするとき	
鹿児島県	観光立県かごしま県民条例	H21. 3. 27	基本方針を策定しようとするとき	
計		58件		